

町道女川出島線出島架橋完成記念式典運営業務委託仕様書

1 委託業務の名称

町道女川出島線出島架橋完成記念式典運営業務委託

2 履行期間

契約日締結日の翌日から令和7年1月31日まで

3 委託業務の目的

令和6年12月に完成予定の出島架橋建設事業について、これまで事業に尽力いただいた関係者に対し感謝の気持ちを示すとともに、町悲願の架橋完成を記念して式典を開催するもの。

4 委託業務の内容

受注者は、次に掲げる運営・設営等に係る一切の業務を行うこと。業務内容は、受注者からの提案を踏まえ、女川町（以下「発注者」という。）と緊密かつ十分に協議し決定すること。

(1) 開催概要

ア 開催日時

令和6年12月中の大安日のいずれかの日とする。
午前10時00分～午前11時30分

イ 開催場所

牡鹿郡女川町竹浦地内外（仮称出島大橋付近）
※本土側、出島側の2会場での開催を基本とする。

ウ 出席者

最大200名程度を案内予定（本土側110名、出島側90名）

エ 基本構成

※ 式典前段に神事

- 1 主催者挨拶（本土側）
- 2 来賓祝辞（本土側）
- 3 出島架橋促進期成同盟会挨拶（出島側）
- 4 テープカット（本土・出島側で同時）
- 5 渡り初め（両側から橋中央部へ合流）
- 6 くす玉開披（橋中央部で開披）

オ その他

地元伝統芸能保存会や地元小中学生による式典の演出については、発注者と調整事項とする。

本土・出島のそれぞれの式典会場の状況を大型モニター（60型程度を想定）で配信し、同時進行で行うもの。

(2) 業務内容

ア 町が選定する式典関係者に対する案内状の送付と出欠確認を行うこと。なお、発注者の責によらない事由により再度の案内状送付と出欠確認を伴うことがあるので留意すること。

イ 会場設営（立て看板の作成・設営、受付設置、会場内席次の設定、会場内案内看板の手配・設置を含むすべての業務）を行うこと。

ウ 来場者の誘導に必要なスタッフを配置（一部に町職員を配置予定）すること。

エ 受付業務（受付誘導用プラカード、受付所（白布使用）、会場入口付近装飾、来賓者胸章の手配・配付を含む）を行うこと。

オ 式典運営（司会進行、次第及び記念誌ダイジェスト版のほか、当日の式典構成に応じて

必要な資料の作成・配付、音響、照明、検温・消毒等を含む感染症対策、誘導などを含むすべての業務)を行うこと。

カ 発注者と協議の上、進行台本の作成、会場レイアウト、式典運営に必要な誘導・受付案内・医療救護・感染症防止策そのほか必要なマニュアルを作成すること。

キ 悪天候時については、女川町役場内での開催を想定し、中止基準等については発注者との協議事項とする。

5 委託業務の実施体制等

本業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築すること。体制を構築する際には、総括責任者、実施責任者を置き、スケジュール等を明確にすること。

6 業務上の注意事項

- (1) 受注者は、初期段階で企画・構成イメージを発注者と十分に摺り合わせした上で着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けることとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、本業務上知り得た個人情報を紛失し、又は本業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
- (3) 受注者が業務の一部を再委託する場合には、委託先から個人情報の漏えい等が起きないように措置を講じ、発注者からの承諾を得ること。再委託先から個人情報の漏えい等が起きないように適宜受注者が確認するなど善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- (4) 本業務で使用する機器、媒体、事務用品等の調達、謝礼、交通費、通信費等の必要な費用については、受注者の負担とする。
- (5) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする。
- (6) 本業務により得られた成果、資料、情報（個人情報を含む。）等については発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。
- (7) 受注者は、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないように必要な使用許可等を得ること。これらを怠った場合に生じる問題については、受注者が一切の責任を負うこととする。
- (8) 成果物納入後に発生した受注者側の責めに帰する不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者負担とする。
- (9) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に違反した場合は、業務委託料を支払わず、また、既に支払った業務委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。

7 成果物の著作権

- (1) 成果物の著作権は、発注者に帰属する。本業務のために収集した資料等はすべて発注者に供与し、その利用、再編集は発注者が自由にできるものとする。
- (2) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本業務に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。

8 成果物及び納期

- (1) 町道女川出島線出島架橋完成記念式典の記録（動画と写真）
令和7年1月31日（金）までにDVD、CD-R等により2部提出すること。
- (2) 業務完了報告書
業務の企画、構成、経過、成果内容等をまとめ、令和7年1月31日（金）までに報告すること。
印刷物 1部

電子データ（PDF等に保存したもの） 1部

(3) その他本業務で作成したもののうち、発注者が提出を求めるもの

9 その他

本仕様に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

